

国指定北アルプス鳥獣保護区
北アルプス特別保護地区計画書
【指定】

(環境省案)

令和6年 月
環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

北アルプス特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

北アルプス鳥獣保護区のうち、三俣蓮華岳を起点とし、同所から稜線を西進し三俣山荘に至る登山道との交点に至り、同所から谷すじを北進し黒部源流の谷すじとの交点に至り、同所から同谷すじを北東に進み岩苔乗越に至り、同所からワリモ岳と祖父岳を結ぶ登山道を西進し祖父岳に至り、同所から谷すじを北進し岩苔小谷との交点に至り、同所から同谷すじを北東に進み読売新道との交点に至り、同所から尾根を北東に進み東沢谷との交点に至り、同所から同谷を北東に進み富山県富山市所在国有林富山森林管理署 108 林班は小班とイ小班の小班界との交点に至り、同所から同小班界を北東に進み二ノ沢との交点に至り、同所から谷すじを東進し富山県と長野県の県境との交点に至り、同所から同県境を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域、長野県大町市所在国有林中信森林管理署 542 から 544 まで及び 546 の各林班のイ小班の区域、三俣蓮華岳を起点とし、同所から富山県と長野県の県境を北東に進み同森林管理署 546 林班イ小班界との交点に至り、同所から尾根を南東に進み南真砂岳に至り、同所から尾根を南西に進みワリモ沢との交点に至り、同所から尾根を南西に進み 588 林班イ小班とチ小班の小班界との交点に至り、同所から同林小班界を南進しモミ沢と湯俣川の合流点に至り、同所から尾根を南進し樅沢三角点（2519.2 メートル）に至り、同所から尾根を東進し硫黄沢との交点に至り、同所から谷すじを南東に進み硫黄尾根との交点に至り、同所から谷すじを南東に進み天狗沢との交点に至り、同所から同沢を南東に進み 589 林班ホ小班とイ小班の小班界との交点に至り、同所から同小班界を南東に進み同林班は小班とイ小班の小班界との交点に至り、同所から同小班界を北東に進み同林班と 549 林班との林班界に至り、同所から同林班界を南東に進み大町市と松本市の市境界に至り、同所から同市境界を南西に進み長野県と岐阜県との県境に至り、同所から同県境を北西に進み起点に至る線により囲まれた区域、同県松本市所在国有林中信森林管理署 102 から 114 までの各林班の区域、岐阜県高山市所在国有林飛騨森林管理署 2176 及び 2178 から 2180 までの各林班のイ小班の区域並びに三俣蓮華岳を起点とし、同所から長野県と岐阜県の県境を南東に進み同森林管理署 2170 林班と 2176 林班の林班界との交点に至り、同所から同林班界を南西に進み 2170 林班い小班と 2176 林班い小班の小班界との交点に至り、同所から同小班界を北西に進み左俣谷との交点に至り、同所から谷すじを北西に進み樅沢岳と弓折岳を結ぶ稜線との交点に至り、同所から尾根を西進し 2088 林班と 2089 林班の林班界との交点に至り、同所から 2088 林班ろ小班とイ小班の小班界を西進し 2086 林班は小班とイ小班の小班界との交点に至り、同所から同小班界を北進し蓮華谷との交点に至り、同所から谷すじを北東に進み富山県と岐阜県の県境との交点に至り、同所から同県境を東進し起点に至る線により囲まれた区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで（10 年間）

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、当該鳥獣保護区中央部の富山県、長野県及び岐阜県の 3 県にまたがって位置し、槍・穂高連峰を中心とする標高約 1,600 メートルから約 3,200 メートルまでの区域であり、大部分が高山帯及び亜高山帯である。

このような自然環境を反映し、当該区域には、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧 I B 類のライチョウ、イヌワシ等の生息が確認されている。また、特に鷲羽岳、三俣蓮華岳等は、ライチョウの生息にとって重要である風衝地群落、ハイマツ群落及び雪田植物群落が散在しているためライチョウの生息数が多いと考えられることからその生息の中心になり得る地域であり、当該鳥獣保護区の中でも特に重要なライチョウの生息地となっている。

このため、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、当該区域を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

- 1) 希少鳥獣生息地の保護区として、ライチョウ、イヌワシ等の保護を図るため適切な管理に努める。
特にライチョウ及びイヌワシについては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第45条第1項に基づき定められた保護増殖事業計画を踏まえ、関係機関と連携して保護に努める。
- 2) 違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。
- 3) 希少鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による生息への影響を防止するため、関係行政機関等と協力して利用者及び地域住民への普及啓発を行う。
- 4) 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査や登山者からの目撃情報の収集等を通じて、区域内のライチョウやイヌワシを始めとした希少鳥獣の生息状況の把握に努め、収集された情報等を基に必要な保全対策を講じる。
- 5) 当該鳥獣保護区及びその周辺ではニホンジカ、イノシシ等の生息が確認され、特にニホンジカが高山帯又は亜高山帯へ侵入して高山植物等に被害をもたらすこと及び当該被害がライチョウ等の生息に影響を与えることが懸念されている。このため、令和5年9月に農林水産省及び環境省により策定された中部山岳生態系維持回復事業計画に即し、中部山岳国立公園野生鳥獣対策連絡協議会で策定された中部山岳国立公園ニホンジカ対策方針に基づき、関係機関が連携して総合的にニホンジカ対策を進める。
- 6) 関係機関と連携し、ツキノワグマやニホンザル等の鳥獣の餌付きや人慣れを防ぎ、人身被害の抑止に努める。

3 特別保護地区の面積内訳 別表1のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 特別保護地区の位置

北アルプス鳥獣保護区の中央部、富山県、長野県及び岐阜県の三県にまたがって位置し、三ツ岳、野口五郎岳、鷲羽岳、三俣蓮華岳、双六岳、樅沢岳、槍ヶ岳、大喰岳、中岳、南岳、北穂高岳、涸沢岳、奥穂高岳、西穂高岳、大天井岳、常念岳等を含む。当該区域は、これら山岳の稜線部又は稜線部周辺と梓川に囲まれた標高約1,600メートルから約3,200メートルの区域であり、その全域が中部山岳国立公園に指定されている。

イ 地形、地質等

梓川等の河川の浸食作用により、地形は急峻かつ複雑である。鷲羽岳、樅沢岳、穂高岳は火山であり、溶岩性台地や火口湖といった火山地形が見られるほか、涸沢、岳沢等には圏谷（カール）や堆石（モレーン）といった氷河地形が見られる。

地質は、梓川流域には古生代層が分布し、穂高岳などの高峰はひん岩類、鷲羽岳等には火山活動を成因とする安山岩類が分布する。

ウ 植物相の概要

標高約2,500メートル以上ではハイマツ群落及び高山草原群落からなる高山帯が広がり、約1,600メートルから約2,500メートルにかけてはシラビソ、オオシラビソ、ダケカンバ等が優先する亜高山帯が広がる。また、梓川河畔は夏緑広葉樹林域に属し、ヤナギ高木林が広がっている。

エ 動物相の概要

ライチョウのなわばりが多数存在しており、当該保護区の中でもライチョウの重要な生息地となっている。また、当該地区の中でも野口五郎岳、ワリモ岳、鷲羽岳及び三俣蓮華岳の稜線部一帯は特に生息数が多いと考えられており、生息の中心になり得る地域である。その他鳥類では、高山帯ではイワヒバリ、アマツバメ等、林内ではミソサザイ、シジュウカラ等、水辺ではオシドリ、キセキレイ等が生息している。哺乳類では、ニホンカモシカ、ツキノワグマ、オコジョ、ニホンノウサギ等が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表2のとおり。

イ 獣類

別表3のとおり。

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

該当なし

5 施設整備に関する事項

(1) 特別保護地区用制札 4本

6 参考事項

(1) 当初指定

昭和59年11月1日

(2) 経緯

平成6年10月環境省告示第80号 指定

平成16年10月環境省告示第67号 指定

平成26年10月環境省告示第119号 指定

別紙1 国指定北アルプス鳥獣保護区の面積内訳表

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	109,989 ha	9,898 ha	119,887 ha	25,350 ha	ha	25,350 ha	ha	ha	ha
林野	109,092 ha	9,825 ha	118,917 ha	25,150 ha	ha	25,150 ha	ha	ha	ha
農耕地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
水面	696 ha	10 ha	706 ha	29 ha	ha	29 ha	ha	ha	ha
その他	201 ha	63 ha	264 ha	171 ha	ha	171 ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	99,226 ha	9,880 ha	109,106 ha	25,350 ha	ha	25,350 ha	ha	ha	ha
国有林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
林野庁所管	98,823 ha	9,809 ha	108,632 ha	25,345 ha	ha	25,345 ha	ha	ha	ha
制限林	98,471 ha	9,794 ha	108,265 ha	25,131 ha	ha	25,131 ha	ha	ha	ha
保安林	97,290 ha	9,794 ha	107,084 ha	25,131 ha	ha	25,131 ha	ha	ha	ha
砂防指定地	13,665 ha	ha	13,665 ha	4,793 ha	ha	4,793 ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林	352 ha	15 ha	367 ha	214 ha	ha	214 ha	ha	ha	ha
国有林以外の国有地	403 ha	71 ha	474 ha	5 ha	ha	5 ha	ha	ha	ha
文部科学省所管	3 ha	ha	3 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
環境省所管	138 ha	ha	138 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国土交通省所管	262 ha	71 ha	333 ha	5 ha	ha	5 ha	ha	ha	ha
地方公共団体所有地	1,129 ha	0 ha	1,129 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
都道府県所有地	1,072 ha	ha	1,072 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	1,072 ha	ha	1,072 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
市町村所有地等	57 ha	ha	57 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	56 ha	ha	56 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	1 ha	ha	1 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
私有地等	9,325 ha	18 ha	9,343 ha	0,04 ha	ha	0,04 ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	9,325 ha	18 ha	9,343 ha	0,04 ha	ha	0,04 ha	ha	ha	ha
公有水面	309 ha	0 ha	309 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
計	109,989 ha	9,898 ha	119,887 ha	25,350 ha	ha	25,350 ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域との重複

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域	99,931 ha	7,189 ha	107,120 ha	25,349 ha	ha	25,349 ha	ha	ha	ha
特別保護地区	53,499 ha	205 ha	53,704 ha	20,678 ha	ha	20,678 ha	ha	ha	ha
特別地域	42,335 ha	6,580 ha	48,915 ha	4,671 ha	ha	4,671 ha	ha	ha	ha
普通地域	4,097 ha	404 ha	4,501 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域	21,602 ha	0 ha	21,602 ha	6,419 ha	ha	6,419 ha	ha	ha	ha

(注)

- ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
- 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に()書きで上段に記載する。
- 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で〈 〉書きで記入する。
- 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
- 「他」の法令による規制区域については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2) 北アルプス鳥獣保護区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
キジ	キジ	<u>ライチョウ</u>	EN・国特天・国内希少	留鳥
		○ヤマドリ		留鳥
		キジ		留鳥
カモ	カモ	オシドリ	DD	留鳥
		ヒドリガモ		冬鳥
		マガモ		冬鳥
		カルガモ		留鳥
		オナガガモ		冬鳥
		コガモ		冬鳥
		カワアイサ		冬鳥
カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ		留鳥
		ハジロカイツブリ		冬鳥
ハト	ハト	○キジバト		留鳥
		アオバト		留鳥
カツオドリ	ウ	カワウ		留鳥
ペリカン	サギ	アオサギ		留鳥
		ダイサギ		留鳥
		コサギ		留鳥
ツル	クイナ	オオバン		冬鳥
カッコウ	カッコウ	○ジュウイチ		夏鳥
		○ホトトギス		夏鳥
		ツツドリ		夏鳥
		カッコウ		夏鳥
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	NT	夏鳥
アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ		夏鳥
		○アマツバメ		夏鳥
		ヒメアマツバメ		留鳥
チドリ	チドリ	イカルチドリ		留鳥
		コチドリ		夏鳥
	シギ	タシギ		冬鳥
		キアシシギ		旅鳥
		イソシギ		旅鳥
		オバシギ		旅鳥
		アカエリヒレアシシギ		旅鳥
タカ	ミサゴ	ミサゴ	NT	留鳥
	タカ	ハチクマ	NT	夏鳥
		○トビ		留鳥
		<u>オジロワシ</u>	VU・国天・国内希少	冬鳥
		ハイイロチュウヒ		冬鳥
タカ	タカ	ツミ		留鳥
		ハイタカ	NT	留鳥
		オオタカ	NT	留鳥
		<u>サシバ</u>	VU	夏鳥
		○ノスリ		留鳥
		ケアシノスリ		冬鳥
		<u>イヌワシ</u>	EN・国天・国内希少	留鳥
		<u>クマタカ</u>	EN・国内希少	留鳥
フクロウ	フクロウ	オオコノハズク		留鳥

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
		コノハズク		夏鳥
		<u>ワシミミズク</u>	CR・国内希少	迷鳥
		フクロウ		留鳥
ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン		夏鳥
		カワセミ		留鳥
		ヤマセミ		留鳥
キツツキ	キツツキ	○コゲラ		留鳥
		オオアカゲラ		留鳥
		○アカゲラ		留鳥
		○アオゲラ		留鳥
ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ		留鳥
		チゴハヤブサ		夏鳥
		<u>ハヤブサ</u>	VU・国内希少	留鳥
スズメ	サンショウクイ	<u>サンショウクイ</u>	VU	夏鳥
	モズ	モズ		留鳥
	カラス	○カケス		留鳥
		○ホシガラス		留鳥
		ハシボソガラス		留鳥
		ハシブトガラス		留鳥
	キクイタダキ	○キクイタダキ		留鳥
	シジュウカラ	○コガラ		留鳥
		○ヤマガラ		留鳥
		○ヒガラ		留鳥
		○シジュウカラ		留鳥
	ヒバリ	ヒバリ		留鳥
	ツバメ	ツバメ		夏鳥
		○イワツバメ		夏鳥
	ヒヨドリ	○ヒヨドリ		留鳥
	ウグイス	○ウグイス		留鳥
		ヤブサメ		夏鳥
スズメ	エナガ	○エナガ		留鳥
	ムシクイ	オオムシクイ	DD	旅鳥
		○メボソムシクイ		夏鳥
		○エゾムシクイ		夏鳥
		センダイムシクイ		夏鳥
	メジロ	メジロ		留鳥
	センニュウ	シマセンニュウ		旅鳥
	レンジャク	キレンジャク		冬鳥
		ヒレンジャク		冬鳥
	ゴジュウカラ	○ゴジュウカラ		留鳥
	キバシリ	キバシリ		留鳥
	ミソサザイ	○ミソサザイ		留鳥
	ムクドリ	ムクドリ		留鳥
		コムクドリ		夏鳥
	カワガラス	カワガラス		留鳥
	ヒタキ	マミジロ		夏鳥
		トラツグミ		留鳥
		クロツグミ		夏鳥
		マミチャジナイ		旅鳥

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
		シロハラ		冬鳥
		○アカハラ		夏鳥
		ツグミ		冬鳥
		○コマドリ		夏鳥
		ノゴマ		旅鳥
		○コルリ		夏鳥
		○ルリビタキ		留鳥
		ジョウビタキ		冬鳥
		ノビタキ		夏鳥
		サメビタキ		夏鳥
		コサメビタキ		夏鳥
		○キビタキ		夏鳥
		○オオルリ		夏鳥
	イワヒバリ	○イワヒバリ		留鳥
		○カヤクグリ		留鳥
	スズメ	ニュウナイスズメ		留鳥
		スズメ		留鳥
	セキレイ	○キセキレイ		留鳥
		ハクセキレイ		留鳥
		セグロセキレイ		留鳥
スズメ	セキレイ	ビンズイ		留鳥
	アトリ	アトリ		冬鳥
		カワラヒロ		留鳥
		マヒロ		冬鳥
		ハギマシコ		冬鳥
		ベニマシコ		冬鳥
		オオマシコ		冬鳥
		イスカ		冬鳥
		○ウソ		留鳥
		シメ		冬鳥
		イカル		留鳥
	ホオジロ	○ホオジロ		留鳥
		カシラダカ		冬鳥
		ノジコ	NT	夏鳥
		○アオジ		留鳥
		○クロジ		夏鳥
	チメドリ	ガビチョウ		外来(特定外来)
		ソウシチョウ		外来(特定外来)
合計	17目	44科	135種	

注1) 種名や配列等は日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会 2012)に準拠した。

注2) データは各種自然環境調査報告書(国土交通省、長野県、富山県)、鳥獣捕獲許可に係る報告書、国指定鳥獣保護区管理員報告書の他、各種学術文献に拠った。

注3) 種の指定等の区分は以下のとおりである。

環境省RL:環境省レッドリスト2020におけるレッドリスト種

天然記念物:国特天(国指定特別天然記念物)、国天(国指定天然記念物)

種の保存法:国内(国内希少野生動植物種)

注4) 環境省レッドリストのカテゴリーは以下のとおりである。

CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足

注5) 備考の留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥、迷鳥、外来は日本鳥類目録改訂第7版を参照した。また、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第2条第1項に定める特定外来生物に指定された鳥獣は、外来(特定外来)とした。

注6) ○は一般的に見られる鳥獣、アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に定める鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。

(別表3) 北アルプス鳥獣保護区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
霊長	オナガザル	○ニホンザル		
齧歯	リス	○ニホンリス		
		ムササビ		
		ニホンモモンガ		
		ヤマネ	ヤマネ	国天
		キヌゲネズミ	ハタネズミ ヤチネズミ スミスネズミ	
	ネズミ	○ヒメネズミ		
		○アカネズミ		
兎形	ウサギ	ニホンノウサギ		
真無盲腸	トガリネズミ	ニホンジネズミ		
		カワネズミ		
		アズミトガリネズミ シントウトガリネズミ	NT	
	モグラ	アズマモグラ		
		ミズラモグラ	NT	
		ヒメヒミズ ○ヒミズ		
翼手	キクガシラコウモリ	コキクガシラコウモリ		
		キクガシラコウモリ		
	ヒナコウモリ	テングコウモリ		
		コテングコウモリ		
		ヒメホオヒゲコウモリ		
		モモジロコウモリ		
		ウサギコウモリ ヒナコウモリ		
食肉	ジャコウネコ	ハクビシン		
	イヌ	○タヌキ		
		○アカギツネ		
	クマ	ツキノワグマ		
	イタチ	○ニホンテン		
アナグマ オコジョ ニホンイタチ		NT		
偶蹄	イノシシ	イノシシ		
	シカ	ニホンジカ		
	ウシ	○ニホンカモシカ	国特天	
合計	7目	17科	38種	

注1) 種名や配列等は日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会 2012)に準拠した。

注2) データは各種自然環境調査報告書(国土交通省、長野県、富山県)、鳥獣捕獲許可に係る報告書、国指定鳥獣保護区管理員報告書の他、各種学術文献に拠った。

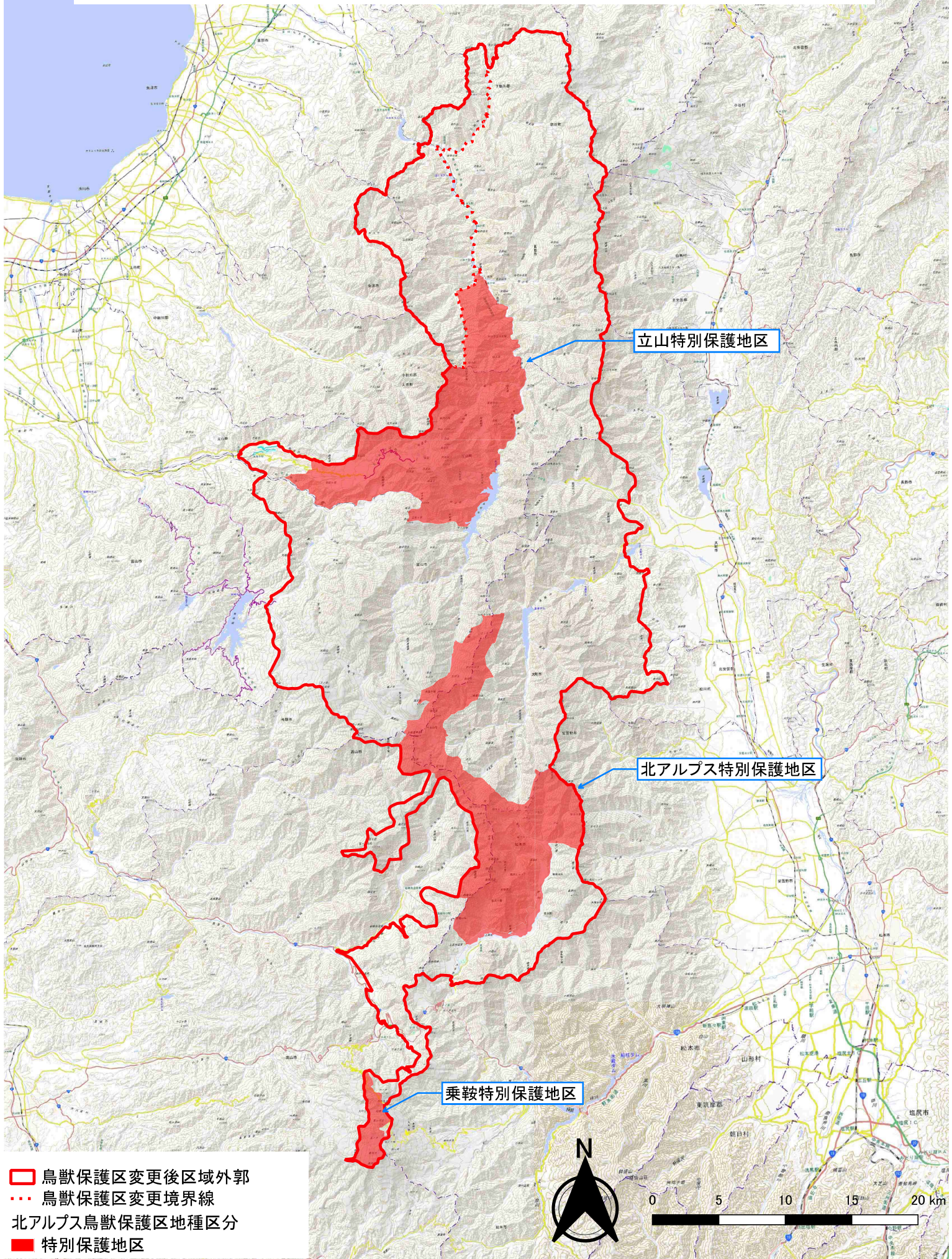
注3) 種の指定等の区分は以下のとおりである。
環境省レッドリスト2020におけるレッドリスト種
天然記念物：国特天(国指定特別天然記念物)、国天(国指定天然記念物)
種の保存法：国内(国内希少野生動植物種)

注4) 環境省レッドリストのカテゴリーは以下のとおりである。
CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

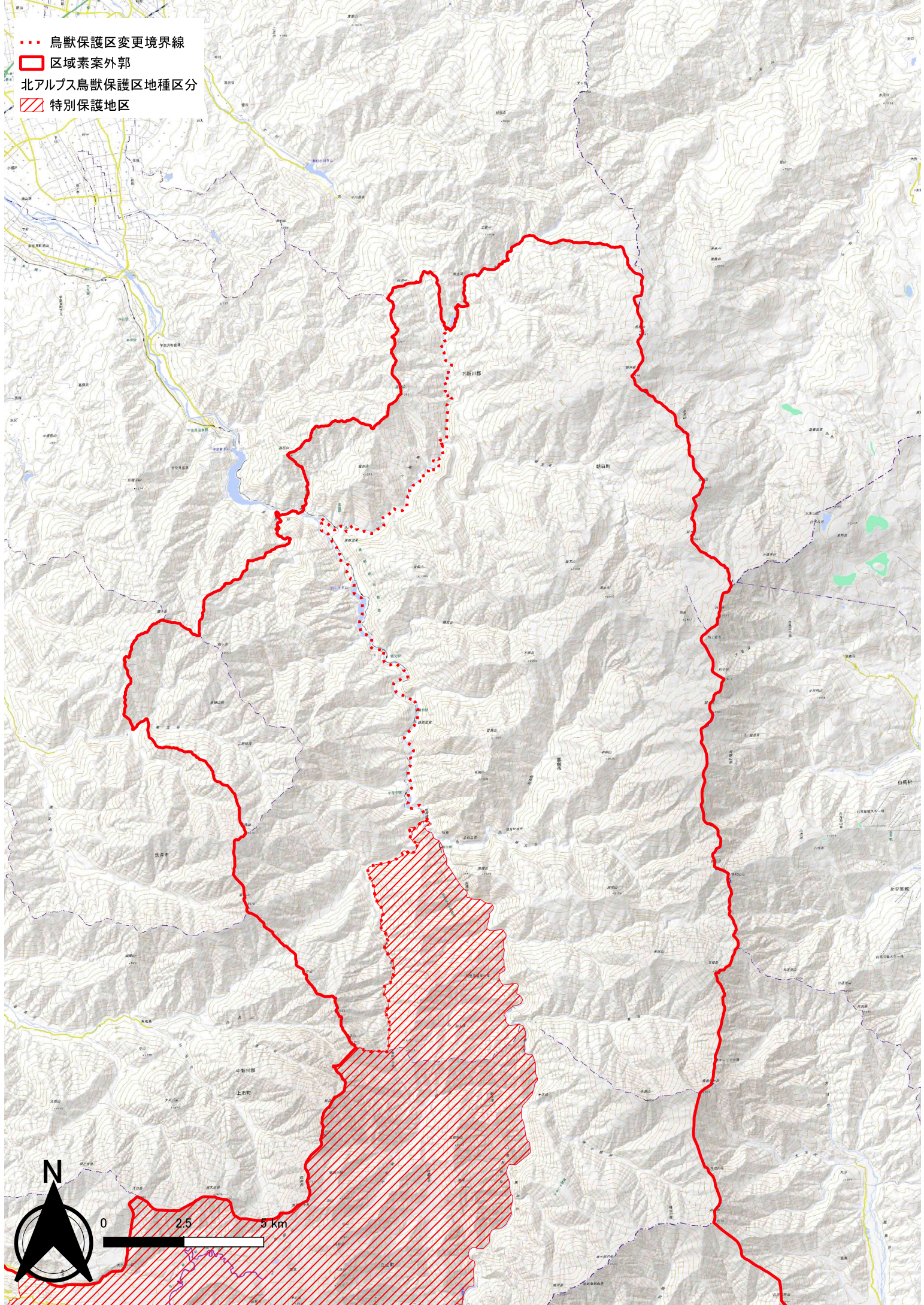
注5) 備考の留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥、迷鳥、外来は日本鳥類目録改訂第7版を参照した。また、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第2条第1項に定める特定外来生物に指定された鳥獣は、外来(特定外来)とした。

注6) ○は一般的に見られる鳥獣、アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に定める鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。

国指定北アルプス鳥獣保護区区域図



- 鳥獣保護区変更後区域外郭
- 鳥獣保護区変更境界線
- 北アルプス鳥獣保護区地種区分
- 特別保護地区



●●● 鳥獣保護区変更境界線

■ 区域素案外郭

北アルプス鳥獣保護区地種区分

▨ 特別保護地区

